

国際仲裁人の大本京大教授



国内でも紛争多発の可能性指摘

港湾空港建設技術サービスセンター(SCOPE)の「公共調達のあり方を考える講演会」が5日、都内で開かれ、国際仲裁人でもある大本俊彦京大経済管理学院教授が講演し、「写真低価格受注が増える中で今後は、日本国内でも建設契約紛争が多発する可能性がある」との見方を示した。大本氏は、建設契約は構造的に「不完備契約」だが、日本では「信義則」に基づき契約変更や紛争に対処してきたとして、低価格受注などでお金が回らなくなれば「発注者と受注者の関係がぎくしゃくする可能性がある」と指摘。「標準契約約款に書き込むべきを含め、紛争解決ルールについて産業界全体で考えるべきだ」と強調した。

SCOPE講演会で

いとし、発注者と請負者 一つの選択として契約変更がある。発注者に「なる」と問題が発生するの間に認識のずれが存在 更なる紛争解決のルールを 定能力があり、信義則に 可能性を指摘した。 し、プロジェクトが進行 取り決めておく方法があ 基づいて発注者がきちん と対応するとの前提があ るから、問題なく進 下請にお金を払わざるを 得ないケースも既に発生 しているという。下請へ

の「不完備契約」として 本建設契約約款では、契 用してこられたという。 策として、当事者の意図 解決のルールが詳細に規 既に崩れつつあるとの見 すれば、元請としても発注 者にはクレームを持ち込む 以外に対処法がなくなる ことから、大本氏は今後 は国内でも紛争が増え、 紛争解決ルールが必要に なる」と予測。実務者や学 識者、弁護士との参画・協 力も得ながら、効果的な 紛争解決の研究を進める 必要があると強調した。

低価格受注で 甲乙ぎくしゃく 産業界全体で解決ルール検討を

大本氏は、国際コンサルティング・エンジニア連盟(FIDIC)の公認アジュディケーター(決定者、裁定者)や、英国仲裁人協会フェローなどの資格を持ち、建設契約紛争のコンサルタン

トとして国際的に活躍し、内容の食なコストをかけて詳細な乙(請負者)協議し、合 更してくるかというい違いも多く「真性に欠 BORING調査を行う必 要があり、「こうした方 議が整わなかった時は甲 の下では難しく、不足費 法は不可能であり、もう が決定する」という規定 用を払ってはいられなく